

第24号 じんぶん館だより

映画会

5月5日こどもの日にじんぶん館にて「アチュアルの夢」が上映されました。エクアドルの先住民を取り上げたドキュメンタリー映画で、なんと！プロジェクトリーダーの鳥谷部愛さんのお話を聞くことができたのです！

色々な経験から、私たちへのアドバイスなど、楽しくたくさんのお話を学べたと同時に、様々な方向へ視野が広がった映画とお話でした。



facebookページを作成しました！
『久米島じんぶん館』と検索してください
フォロー&いいね！よろしくお祈りします！

1年生ラジオ出演

私たち8期生は、4日間に渡ってFMくめじまに出演させていただきました。1日目は千裕、夏美。2日目は左助、いぶき。3日目は美緒、煌良、寧音。4日目は龍、太郎、杏香でした。みんなラジオ出演は初めてで、直前まで何を話そうとか、どんな感じなんだろうと緊張していました。でも、本番になってみるとすごく会話が弾んで楽しかったです。ラジオに出演することなんて自分の地元に住たら滅多にない事だったと思うので、とても良い経験になったと思います。4日間ともみんなの両親や島親さんがメールを送ってくださって、地元の話や久米島の話で盛り上がりました。また、機会があったら出演したいと思います！



じんぶん館ブログ“離島留学生の日々”が魅力化HPにてリニューアル！是非こちらも読んでください。
QRコードで読み取ってください▶



House is a treasure

「空き家関係の法改正について②」

どーも 矢島です



こんにちは、島コソの矢島です。湿度の強い梅雨ですが、皆さんいかがお過ごしでしょうか。

さて、先月号でお話しした不動産登記の法改正が4月21日の国会で成立されました。これにより、所有者不明土地の発生予防と、既に発生している所有者不明土地の利用の円滑化の両面から、総合的に民事基本法制の見直しが行われます。そこで今回は、先月号に引き続きより具体的に「不動産登記の法改正」について紹介したいと思います。

●登記がされるようにするための不動産登記制度の見直しについて

不動産を取得した相続人に対し、その取得を知った日から3年以内に相続登記の申請をすることが義務付けられます。

相続登記・住所変更登記の手続きの簡素化・合理化

登記期限内に登記できない場合、相続人の住所・氏名を登記できることになりました。

その後、10年間遺産分割が未了の場合、法定相続で分割され変更出来ないことになるのですが、10年以内に家庭裁判所に申し立てておけば法定割合以外での分割が可能となりました。

●土地を手放すための制度(相続土地国庫帰属制度)の創設について

臣の承認を受けて土地の所有権を国庫に帰属させることができるようになりました。承認を受けた土地については、10年分の管理費用を納めること、更地にするのが要件となります。ちよつと難しい話になりましたが、簡単に言うと、今まで不動産を持っていての方が亡くなってから考えていた問題を亡くなる前に行わないと、相続人が不利になってしまう場合があります。では、どうすれば良いのかというと、家であれば修繕管理を行い、利用出来る状態(誰かが使いたいという需要のある状態)を保つことが必要。相続後に住む予定がないものは、売却・賃貸も視野に検討。各種制度を利用して、管理する人を予め決めておくことが必要。になってくると思われます。あてはまるかも！と思われる方は是非島コンまでご一報をください。どうすれば、どの制度を利用できるかなど、ご相談に応じます！詳しい情報については、法務省HPをご覧ください。



※6月の空き家活用相談は、コロナウイルス感染症対策もあり、まずはお電話で問合せください。

お問い合わせ先 場所: コワーキングスペース仲原家(字真謝20番地) ☎894-6488 info@shimagurashi.net